

## 令和3年度 第3回 長野県犯罪被害者等支援条例検討部会

- 1 日 時：令和3年9月8日（水）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所：長野県庁議会棟3階 第2特別会議室
- 3 出席者  
委 員：尾崎万帆子、川上哲義、匂坂千穂、宮坂節勇、山本京子  
長野県：県民文化部（事務局 人権・男女共同参画課、くらし安全・消費生活課）  
長野県警察本部（警務課犯罪被害者支援室）

### 1 開 会

○東補佐（長野県県民文化部人権・男女共同参画課）

皆様、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第3回長野県人権政策審議会犯罪被害者等支援条例検討部会を開会いたします。

私は、事務局を担当いたします人権・男女共同参画課の東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、現在県内全ての地域で県独自の感染警戒レベルが、最高レベルとなる5が発出されており、更なる感染防止対策を講じる必要があることから、原則としてオンラインでの開催とし、委員の皆様の中では、匂坂部会長のみ会場での参加としております。

本会議の運営についてですが、人権政策審議会は原則公開としておりますので、本部会についてもこれによります。委員の皆様には、画面ではちょっと確認することができないと思いますけれども、この部屋の中に報道の皆さんもお見えになっております。

本日の部会については、犯罪被害者等支援条例（仮称）に盛り込む内容について、人権政策審議会へ報告するため、部会としての意見を取りまとめさせていただく予定としております。

### 2 あいさつ

○東補佐

それでは、開会に当たりまして、長野県県民文化部長・中坪成海から御挨拶を申し上げます。

○中坪県民文化部長

皆様、こんにちは。県民文化部長の中坪でございます。匂坂部会長はじめ、委員の皆様におかれましては、本日第3回目の部会ということで、公私とも大変お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

これまで2回の部会の中で、条例に盛り込むべき内容等につきまして、それぞれ委員の

皆様のお立場から、豊富な御経験、また、現場に即した幅広い御意見を頂戴したところでございます。これまで2回の御意見を踏まえまして、今回事務局として、条例に盛り込む内容案について再整理をさせていただきました。

先ほど事務局からお話がありましたように、今回の部会の中で部会としての御意見を取りまとめていただきまして、できましたら、10月に人権政策審議会の開催を予定していますので、そちらへ報告していただくようお願いをしたいと思います。

委員の皆様におかれましては、ぜひ、忌憚のない御意見・御議論をお願い申し上げたいと存じます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

#### ○東補佐

次に、出席者についてですが、本日は、部会を構成する5名の委員全ての皆様に御参加いただいております。また、県側の出席者は、県民文化部長の中坪、次長の山田、警察本部犯罪被害者支援室長ほか関係課職員、そして事務局である人権・男女共同参画課長と職員でございます。

続きまして、議事に入る前に、資料の確認をお願いいたします。皆様にお送りしてある資料は、会議次第、資料1「条例に盛り込む内容について(案)」、資料2「施策についての主な御意見」でございます。

本日の日程でございますが、進行は次第に沿って進めさせていただき、終了は、おおむね午後3時30分頃を予定しておりますので、円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。なお、議事録は、委員の皆様が発言内容を確認した上で、ホームページに公表することとしていますので、御承知願います。

これから議事に入らせていただきますが、オンライン参加の皆様を含め、御発言がある場合は挙手をお願いします。議長が指名いたしましたら、御発言をお願いします。御発言の際はマイクをオンに、発言が終了しましたらオフに操作をお願いします。なお、音声聞き取れないなどのトラブルが生じた場合には、その旨をチャットに書き込んでください。可能な範囲で対応させていただきます。よろしくお願いたします。

### 3 議 事

#### ・条例に盛り込む内容について

#### ○東補佐

それでは、議事に入らせていただきます。部会の進行は、部会長が務めることとなっております。

最初に部会長から御挨拶をいただきまして、引き続き会議の進行をお願いします。

それでは、匂坂部会長、よろしくお願いたします

#### ○匂坂会長

一言御挨拶を申し上げます。先ほど事務局から説明がありましておおり、本日の部会は最後の部会となり、人権政策審議会へ報告する本部会の意見を取りまとめることとしてお

ります。これまでの委員の皆様様の御意見を踏まえた案が、事務局より示されております。委員の皆様におかれましては、御確認の上、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただき、活発な検討部会になるよう御協力をお願いいたします。

簡単ではございますけれども、以上をもって挨拶とさせていただきます。

次に、部会の運営について確認をお願いします。傍聴については、部会は原則公開でございますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には、所定の傍聴席で傍聴していただくこととします。

部会の議事録については、先ほど事務局からも説明がありましたが、事務局で公表用の案を作成した後、委員に内容を御確認いただき、修正の上、会議からおおむね1か月以内に県ホームページで公開することといたします。また、議事録へは発言者の氏名が表記されます。

以上2点について、御了承いただけますでしょうか。

(「了解」の声あり)

#### ○匂坂会長

それでは、議事に入ります。意見交換に先立ち、事務局から説明をいただき、その後委員からの御意見をお願いしたいと思います。また、繰り返しになりますが、本日の部会にて、本部会としての意見を取りまとめる予定でありますので、御承知おきください。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

#### ○柳沢課長(長野県県民文化部人権・男女共同参画課)

人権・男女共同参画課長の柳沢でございます。本県の犯罪被害者等支援条例の制定に向けましては、委員の皆様にご多大なご協力をお願いしておりますことを、改めて御礼申し上げます。

これまで、まず第1回目の検討部会で、他県の条例に盛り込まれている内容について、最大公約数的に取りまとめました「条例に盛り込む内容(案)」をお示ししつつ、その後、2回の検討部会において、条例に盛り込む内容及び取り組む施策について御意見を頂戴してまいりました。いただいた御意見につきましては議事録を作成し、県のホームページで公表をしているところでございます。

部会長からもありましたとおり、本日は、人権政策審議会へ報告する部会意見の取りまとめをお願いしたいと考えております。その部会意見の取りまとめに向けましては、いただきました御意見について、第1回目でお示した「条例に盛り込む内容(案)」について、他県の条例や本県の他の条例などを参考にしながら、加筆・修正する形で資料を調整いたしました。

それでは、資料1をお願いいたします。この資料1を整えるに当たりまして、基本的な考え方を、まず御説明申し上げます。委員の皆様からいただいた御意見については、できるだけ反映するように努めてまいりました。それと、この条例は、本県の犯罪被害者等支援施策を進めていく上での方向性を示します基本条例というような位置付けでありますことから、具体的な施策の内容につきましては計画に委ねることといたしまして、包括的な

内容となるよう調整してまいりました。

したがって、基本的な施策において具体的な例示をするよう求められた御意見など、この修正案に反映することができなかつた御意見もございます。それらにつきましては、施策についての御意見というような形で受け止めさせていただきまして、施策を検討する際の参考としてまいりたいと考えておりますのでお願いします。

本日は、この資料1を基に御協議をいただきまして、御了解をいただければ、これをもって部会の意見としてまいりたいと考えております。

それでは、順次説明してまいります。

最初に1ページ目の1の「目的」についてです。こちらにおいては、犯罪被害者等基本法にも規定されている「犯罪被害者等の権利利益の保護」の文言を盛り込んだほうが良いという御意見をいただきました。この御意見に対しましては、(3)の最後の部分に「犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図る」という形で盛り込みました。

次に、2の「定義」についてです。(4)の「二次的被害」について御意見を頂戴しております。犯罪被害者学では、「二次被害」が正しいという御意見でございました。他県の条例を拝見しますと、「二次的被害」「二次被害」、いずれも使用されておりますけれども、御意見を踏まえまして「二次被害」という形で修正しております。ここを「二次被害」と修正することに合わせまして、3の「基本理念」の(2)、5の「県民の責務」の(1)、6の「事業者の責務」の(1)、8の「基本的な施策」の(5)「雇用の安定」、(9)「県民理解の促進」についても、同様の修正を行っております。

また、この「二次被害」については、行政や司法が例示されていないのは違和感があるという御意見や、誰もが加害者になり得るといふ御意見を頂戴したところでございます。この御意見を参考に、例示として、行政機関の職員を掲げるような形で、「周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解若しくは配慮に欠ける言動」というような形で修正するとともに、併せて若干の修文をしております。

次に、(5)の「再被害」についてです。こちらについては、基本的な施策において、安全の確保を規定する上で、再被害の定義が必要であるという御意見をいただきました。他県の規定などを参考に、再被害として、「犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けること」という形で加筆いたしました。

これに合わせまして、8の「基本的な施策」の(3)「安全の確保」、(4)「居住の安定」において、「二次被害」と合わせ、「再被害及び二次被害を受けることを防止」などと修文をしております。御確認をお願いします。

次に、(6)の民間支援団体についてでございます。犯罪被害者支援センター以外に、弁護士会など、犯罪被害者支援に取り組む団体もあるということから、当初の「ことを目的とする」を削除したほうがよいという御意見をいただきました。他県の規定なども参考に検討いたしまして、「犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体」というような形で、現に支援を行う団体を定義づけるよう修正をいたしました。

次に、3の「基本理念」でございます。2ページをお願いします。こちらの基本理念においては、犯罪被害者支援では、迅速性、公正性が重要であり、基本理念に盛り込んだほうがよいという御意見をいただきました。御指摘のとおりと考えまして、(4)として、「犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係る

者による相互の連携及び協力の下で、迅速かつ公正に行われなければならない」というような形で加筆をいたしました。

この修正に関連いたしまして、当初4の「県の責務」の(1)のところ、国や市町村等の適切な役割分担としていたところを、「国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係る者との適切な役割分担」という形で修正するとともに、当初(2)に規定しておりました、国などとの連携に関する規定を(3)の基本理念に移しましたことから削除しまして、(3)の市町村への支援を(2)に繰り上げております。

関連して、市町村の責務、または役割についての規定、そして市町村への支援についての規定が必要という御意見をいただきました。まず、市町村の責務、または役割の規定につきましては、地方分権の趣旨に鑑みて、また、本県の他の条例においても規定がないことなどから、盛り込むことは難しいと考えております。

なお、市町村への支援につきましては、4の(2)に盛り込んでございます。

次に、6の「事業者の責務」についてでございます。被害者が会社に配慮されずに辞めてしまった事例もある。就労及び勤務に十分配慮ということ盛り込んだほうが良いという御意見をいただきました。他県の規定などを参考にしまして、当初(2)に掲げていた、「県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める」を、(1)の末尾に移しまして、(2)として御意見をいただきました「犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に十分配慮するよう努める」という形で加筆いたしました。

次に、8の「基本的な施策」についてでございます。まず、日常生活に関する支援が必要であるという御意見をいただきました。日常生活を円滑に営むことができるようにするための施策につきましては、(1)のところ、相談、情報提供、助言、その他必要な施策を講ずるということとしております。したがって、このところで日常生活に関する支援についても読み取ることができると考えております。

しかし、当初見出しが「相談窓口の設置・情報の提供」ということで、支援に取り組むということが分かりづらかったために、「相談及び情報の提供等」という形で修正をいたしました。

次に、3ページをお願いいたします。(2)の「心身に受けた影響からの回復」でございます。御意見としましては、未成年者への配慮が必要という御意見をいただきました。未成年者への配慮の一番求められるところはこういったところだろうかということをお考えしましたとき、やはり、心身に受けた影響から回復できるようにするカウンセリング等の場面ではないかということをお考えまして、(2)の2項としまして、「犯罪被害者等が未成年者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努める」という形で加筆をいたしました。

次に、(7)の「損害賠償請求に関する情報の提供」、(8)の「刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供」についてでございます。損害賠償請求や刑事手続参加に関する支援が必要であるという御意見をいただいたところでございます。他県の規定などを参考に、(7)、(8)にそれぞれ記載のとおり加筆をいたしました。ここに二つの項目を加筆いたしましたことから、それ以降の番号を順次繰り下げています。

4ページをお願いいたします。当初(10)にございました個人情報の適切な管理についてでございますが、この規定は犯罪被害者等支援のための施策というよりは、犯罪被害者

等支援施策を進めていく上での基本的な事項であることから、同じページの下から二つ目の11に大きな項目として修正しております。

次に、9の「支援に関する計画」についてでございます。犯罪被害者等の意見を反映する規定が必要であるという御意見をいただきました。施策を進めていく上で、具体的に被害者等の意見を反映することができるのは計画策定の場面となることから、(3)に「県民及び犯罪被害者等の意見を反映するために必要な措置を講じ」という形で修正をいたしました。

次に、10の「支援推進体制等」についてでございます。大規模事案の支援について規定が必要であるという御意見をいただきました。犯罪被害者の支援を行っていくに当たりまして、事案の大小によって違いが出るのは、支援の体制、特に事案発生時における体制であるということが考えられることから、(2)として、記載のとおり加筆をいたしました。

そのほか、全体として表現の統一などの細かい修正を行っております。

資料1の説明については以上でございます。

続いて、資料2をお願いいたします。こちらは、「施策についての主なご意見」ということで、2回の検討部会において頂戴した御意見のうち、施策についていただいた意見を取りまとめたものでございます。

記載のとおり、さまざまな御意見を頂戴してございますけれども、これらの御意見につきましては、今後の具体的な施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。御確認をお願いしたいと思います。

資料2は以上でございます。

あと、資料はございませんけれども、今後の当面の予定につきまして、御説明をいたします。本日、検討部会の意見を取りまとめましたのち、人権政策審議会に対し、部会意見の報告を行うこととなります。部長の挨拶の中でも触れさせていただいておりますが、人権政策審議会は、10月に開催するというところで現在調整を凶っているところでございます。具体的な報告方法等の細部につきましては、また、改めて部会長と調整をさせていただきたいと考えております。委員の皆様には、後日御案内をさせていただくということで御了承いただきたいと思います。

また、人権政策審議会においては、検討部会からの意見を踏まえて、審議会として御協議をいただいた上で、知事への意見申述を行う予定としております。審議会からの意見申述を受けて、県として議会に提出する条例案の検討を行うということになります。

また、第1回目の検討部会でお示ししておりますスケジュールでは、検討部会の検討の期間中にパブリックコメントを行うというような予定でございましたけれども、日程の都合で恐縮ですけれども、知事に意見申述を受けたのちの条例案の検討過程の中で実施していく予定としておりますので、御了解いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○匂坂部会長

説明ありがとうございました。

ここからは、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。では、発言のある方は、挙手をお願いいたします。

尾崎委員、お願いいたします。

○尾崎委員

条例に盛り込む内容についてというところで、第1回の際に発言させていただいたのですが、その後、意見というところにまとめられていなかった項目があります。私も確認を見落としていたのですが、啓発のところ、学校教育、被害者教育という内容を入れてほしいと。これは、近年の県条例の中では多くの自治体が盛り込んでいる内容でもございますし、やはり、県として行う施策の重要なポイントではないかと思っているので、そこを加えていただきたいと考えております。いかがでしょうか。ほかの委員の方々の御意見もよろしくお願いいたします。

○匂坂部会長

ありがとうございます。

ほかの委員の方で何か御意見はありますか。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

今日は御苦労さまです。これはシトラスリボンです。わざわざ見えるように着けたんです。コロナ対策で今頑張っている皆さんの支援のためという気持ちで着けさせていただきました。県の皆さんも非常に御苦労されていると思います、保健所を含めて。早く正常になればいいと願っている1人です。それはそれとして、今日3回目が最後ということです。そうしますと、私ども委員の意見は今日が最後ということになりますね。そういうことを踏まえて、私の意見、考えを申し上げたいと思います。

まず、事務局に御質問ですが、先ほどの説明によると、基本条例なので、具体的施策は計画の中に盛り込むというお話でした。ということは、条例の中には具体的な文言は引きずり出さないけれども、先ほど資料2にありました「施策についての主なご意見」、これは条例の中に取り込んでいない部分ですね。逆に言えば、条例に盛り込まなかった項目と私は解釈していますが、それでよろしいですね。

そうしますと、計画に盛り込む材料の検討とさせていただくということになったんです。ですが、どのことが計画に盛り込むように計画されているのかは、私には見えません。県民の皆さんも分からないと思うんです。

第1回目、2回目の議論を踏まえてつくっていただいた条例に盛り込む内容の案については、非常によく練っていると思います。よく練っていると思うんですが、先ほど御説明のあったように、基本条例なので具体的な施策は計画の中に盛り込むことで検討してまいりたいということで、具体的なことは一切入っていないんですね。

私は、少なくとも頭出しは、具体的というか、項目は出したほうがいいと思うんです。例えば、資料2にある御意見の中の「経済的負担の軽減」という言葉は盛り込んでいるんですが、じゃあ、見舞金制度にするのか、貸付金制度に入れるのか、金なんか一切出さないうで市町村に任せるのかということは全然見えません。ですから、やはり頭出しとしては、見舞金等の支給と情報の提供は必要な施策というふうに入れていったほうが分かりやすい

と思うんです。

逆に言えば、担当者の皆さんが苦勞してつくったのですが、質問をさせていただくと、この条例の条文の骨子、県としての条例ですが、売りは何ですか。要するに肝となる部分は何でしょうかと、問いたいと思います。どうでしょうか、私どもの今考えている条例の売りはここですよというものがあつたら教えていただきたいです。それが一つですが、後でまた。

○匂坂部会長

事務局、いかがでしょうか。

○柳沢課長

売りは何かという御質問でございます。正直、なかなか難しいところではあるのですが、その前に、見舞金等の支給というふうに出したほうがいい、分かりやすいという御意見、その他のところですが、基本的に条例の性格上、具体的なものは計画のほうでということ、先ほど申し上げたとおりでございます。確かに分かりづらいところはあるんですけども、この条例と並行して、現在施策の検討、また計画の策定に向けた作業ということも進めさせていただいております。

計画策定もそうですし、今回の条例もそうですが、パブリックコメントというようなことで、県民の皆さんからの意見を頂戴するような場面も予定しています。そういったところで、売りも含めて、しっかりアピールをしていきたいと思っています。

あと、見舞金等の支給ということに関して言うと、見舞金というのは予算措置を必要として、議会の議決があつて初めて成り立つものですので、現時点で条例に盛り込む内容案に書くことは難しいと考えております。その辺りは御了解いただきたいと思っております。以上です。

○宮坂委員

今、柳沢課長がおっしゃつた趣旨はよく分かりました。分かつた上で申し上げているんですが、やはり議会の議決、予算措置が必要なものはみんな外してあると理解しています。ですが、どこまで皆さんが審議会に説明して、知事に説明して、そして議会に提出していくかという過程がよく見えないんですね。ここまでは俺たちは闘うけれども、ここまではできないんだということがよく見えません。それを本当は明確にしてほしいです。だから、そのために条文の中には「何々等」と、例えば、「見舞金の支給等」と入れていただいたほうが分かりやすいということを申し上げます。

それともう一つは、これも非常に悩まれたと思います。3の基本理念と4の県の責務との関係です。これは非常に皆さん悩んだと思います。見て感じたのはこういうことだと思うんです。基本理念の中に(4)の被害者支援を国や県や市町村、民間団体等の支援に係る者と連携、協力の下で迅速かつ公正に行わなければならないというのを入れたんですね。よつて、4の県の責務からはその部分を外したと言つています。これは分からないでもないんですが、理念の中の(4)のこの文言は、理念なんでしょうか。連携、協力をしていくよということ、県の責務だと思うんです。だけれども、迅速、公正に被害者支援を



行っていくというのは理念だと思うんです。これを一緒にしてしまったから難しくしてしまっただけじゃないんですか。私は分けたほうが良いと思います。

4の県の責務の(1)には二つのことが書いてあるんです。基本理念によって県が施策を総合的に策定して、これを計画的に実施していくんだということと、国や市町村や民間支援団体その他と適切な役割分担を踏まえてやっていくんだということの二つを、1文にしてあるんです。これは、行政マンとしては一つにまとめたほうが良いだろうという意見がきくと出たと思いますが、責務としたら、分けたほうが良いと思います。そうすると、県の責務は三つになると思います。1の(1)を二つに分けると、県の責務が三つになるんです。

そして、理念のところは、連携、協力は県の責務ですので、入れるとしたら、犯罪被害者支援のための施策は、迅速かつ公正に行っていくんだということを書けばよろしいんじゃないですか。

被害者がつくる条例の中身を見させていただいたのですが、そこには、理念の中に、迅速かつ公正に行うことと、犯罪被害者にとって利用しやすくなければ駄目だということが書いてあります。これは非常に大切なことだと思うんです。

それと、いろいろ申し上げて申し訳ありませんが、県の責務の中に、先ほど1を二つに分けたらいかかという提案をしました。やはり一番大事なものは、基本理念によって施策は総合的にやっていくんだと。計画を策定し、計画的に実施していくということが大事。先ほど計画に盛り込むからとおっしゃいましたので、計画したことをしっかり実施していくということを明言してください。私はそのほうが分かりやすいと思います。そのことを申し上げておきたいと思いますが、御意見はどうですか。匂坂さん、どうですか。

○匂坂部会長

ありがとうございました。県の責務について、(1)を二つに分けるという御意見ですか。

○宮坂委員

そういうことです。そうすると、県の責務が3項目になります。2項目ではいけないというわけではないですが、一つのことをいっぱい書き込もうとすると1文になってしまうので、分けたほうが分かりやすいんじゃないですかという提案です。

ですから、(1)を基本理念により犯罪被害者支援に関する施策を総合的に作成して計画的に実施していくということが一つと、県が、国や市町村、民間団体その他関係する団体との適切な役割分担を踏まえて連携協力していくんだという2文に分けて、(2)は3になるので分かりやすいのかなと。

そうすると、先ほどの3の理念のところは、連携協力を外して、犯罪被害者等の支援は迅速公正に行い、犯罪被害者にとって利用しやすいものでなければいけないということを理念として掲げたらいかかでしょうかと提案でございます。

○匂坂部会長

ありがとうございます。県の責務の(2)で消えている相互の連携を図るというその内容と、(1)の前段の適切な役割分担を踏まえてというものをつなげるという、そういう趣旨

ですか。

○宮坂委員

そういうことです。そうすれば、役割分担を踏まえて連携協力していくということが二つ目で、最初の一番大事なのは、県が施策を総合的に策定して、それを計画的に実行していくんだよということを入れていただければ、明快になってくると思います。そういうことを申し上げました。どうでしょうか。

○匂坂部会長

そうですね。私も、その理念の(4)の相互連携及び協力の下でというものと、迅速かつ公正に行わなければならないというのがつながっているのが違和感があるのは感じていて、理念がたくさんあると、条文として格好悪いかもしれませんが、私の考えとすると、相互の連携及び協力の下で行うというのと、もう一個、別に分けて書くことで、理念をつくってもいいのかなとは思っています。

理念のところに、相互の連携及び協力というものが入っていても、責務として、やはり主語が県である、「県は」という主語の県の責務というものは、やはりその相互連携というのはとても重要なので、理念に入っている責務は責務でまたもう一個入れても、現に高知県や岐阜県も、理念に入っている責務にも入れているという例もありますので両方に入れてもいいのかなと思いますし、重なるからということでどちらかというよりは、理念としてもとても重要で、責務としても重要と私は思ったところです。

理念は、やはり計画とかに関係してくることだと思うので、とても重要なところかなと思うんですね。

○宮坂委員

分かりました。最後に人に話すときに、この条例の理念というのはこういうことなんだよときつと言うと思うんですよ。でも、理念というのはもしかしたらすっ飛ばされるような概念になってくるんですね。でも、条例を制定する側とすれば非常に大事なことで、これは必ず県民の皆さんに、この条例の理念というのはここなんですよということは訴える基本となってくると思うんですね。

今、匂坂部会長がおっしゃったことも踏まえて、県のほうでちょっと練っていただければありがたいなど、どういうふうに分けるかを。これは1文にしてしまうと分かりにくい。でも、1文にするのは苦勞します。この(3)と(4)は非常に練ったと思います。その痕跡はよく分かるんです。その辺をちょっと検討していただければと思います。

それともう一ついいですか。4ページの10「支援推進体制等」の(2)は、死傷者が多数に上る事案があったときは、みんなで協力して支援体制を整えて必要な支援を行う、これは私どもの意見を踏まえて載せていただいていたと思いますが、問題は、県内に住所を有しない犯罪被害者の支援をどうするかということは、計画に入れるわけにはいかないと思うんです。具体的にどこに入れるかは問題ですが、例えば、県は県内に住所を有しない犯罪被害者等を含め犯罪等による死傷者が多数に上る事案というのは、とにかく県内に住所を有しない人たちが県内で犯罪被害者にあるケースというのはあるんですね。

今までも御説明しましたが、軽井沢の死傷者多数の暴走事故は、みんな県外の人です。亡くなった方も遺族も。でも実際には県内で起きているので、管轄として県警は犯罪捜査をしています。でも、じゃあ支援をどうするのかということになると、これを県内に住所がない人も含めて言っていることならばそれでいいのですが、そうでなければ、頭出しをしたほうがいいのかなという思いがあるんですが、どうでしょうか。皆さん、どう思いますか。

○匂坂部会長

事務局、お願いします。

○柳沢課長

ただいまの県内に住所を有しない者に対する支援について、宮坂委員のほうから入れたほうがいいんじゃないかということで、改めて御意見を頂戴したところでございます。

ここは説明が不足していて大変申し訳なかったのですが、ここについては、第1回目のときから御意見を頂戴しておりました。今回この条例に盛り込む内容のところに入れなかったということですが、宮坂委員の今の御発言の中でも最後のほうで触れられていたかと思うのですが、この県内に住所を有しない者に対する支援というのは、そもそも支援の対象を誰にするかというような規定だと思っています。

現在の盛り込む内容案を御覧いただければお分かりのとおり、そもそも支援対象についての規定をしておりません。それは、やはり一般的に県条例ですから、主たる対象者は県民、いわゆる県内に住所を有する県民ということだと思っております。当然、仕事、または通学、または観光というようなことで県内にお見えになっている方で県内で被害に遭われる方もいらっしゃるかと思います。軽井沢の事故は、まさにそういうことだと思います。

そういった場合、県民じゃないからとか、支援対象じゃないからというようなことで支援しないということは、当然人道上あり得ないと。県内で被害に遭えば、まずはどなたでも支援対象ということですよ。

そこは規定していないのに、県内に住所を有しない方について規定するのは、整合性がとれないということです。なお具体的に、どういった人に対しどういった策で支援していくのかというのは、個々の支援施策のところ決めていく話なのかと考えております。

最初に説明をしておけばよかったのですが、そういう考えで盛り込んでいないということでご理解いただければと思います。

○匂坂部会長

ありがとうございました。

○宮坂委員

分かりました。今、課長から説明のあった内容については、審議会にも説明の中でお話ししていただければいいのかなと思っておりました。それと、それは読み込まれているという解釈でよろしいということですか。

○柳沢課長

あえて県内に住所を有しない方ということ項目立てしなくても、そういった方も、条例とすれば支援の対象としているという考えになります。

○宮坂委員

分かりました。ありがとうございました。

○匂坂部会長

ほかに御意見はございますか。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

先ほどの基本理念と県の責務のところの話に戻ってしまうのですが、「連携協力の下で」というところの文言の話です。基本理念の(3)にある「途切れることなく」という文言は、これは連携協力を前提としているものだと思うので、くっつけるとしたらこちらにくっついてくるものなのではないかと思っております。途切れないというのは、時間的な経過として途切れない、継続性というのがありますが、機関が途切れることなく次々に連携協力していくという長期的な支援につながっていくという言葉もここに含まれている被害者支援のワードだと思いますので、連携協力というところを、理念としてはここに具体的な説明として入れるというのも一つの案なのではないかということが1点です。

引き続き、先ほど、日常生活支援については入れなかった、相談、情報の提供というところに入っているというお話で御説明をいただきましたが、地方自治体の支援の最も肝となるのが日常生活支援、福祉サービスの提供というところだと認識しております。もちろん、県条例の中にはこれが入っていない県条例があることも承知はしておりますが、この項目、見出しとして「日常生活支援」があるかないかは非常に大きく違うと私は思っておりますので、もう一度この辺りは、日常生活支援を入れるというところを検討していただきたいと思っております。

恐らくそれは、市町村と長野県がどういうふうに関係を分担するのかということにもかかってくると思います。あえて日常生活支援をここに入れなかったのは、日常生活支援は市町村の責務であるとお考えになって入れていないのかなと邪推をしていますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。市町村との関係を、どのように今考えていらっしゃるのか御説明いただければと思います。

○匂坂部会長

事務局、お願いします。

○柳沢課長

日常生活支援についてですが、最後の市町村との関係についてお問合わせをいただきました。日常生活支援は市町村の役割で、県の役割ではないというように明確に整理がついているわけではございません。市町村との役割分担については、今後具体的に施策を検討

していく中で、施策ごとに出てくるところはあろうかと思っております。

ただ、今、見出しがあるかないかだというようなお話もあったのですが、当初の案の中で、日常生活についての支援についてここに規定されているので必要な施策についてもここで読めると考えていました。必要な施策を検討していくに当たっては、当然のことながら全て県がということではなくて、市町村との調整の中で役割分担をしながら施策を行っていきたいということでございます。

○尾崎委員

ここは分離されるということは考えていらっしゃるのでしょうか。「日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため」という部分を、むしろ1個項目を外して、「日常生活、社会生活を円滑に営むための支援を実施する」という項目を別立てするということは考えていらっしゃるのでしょうか。

○匂坂部会長

現時点では結論が出ないということなので、日常生活支援についての規定を別個に盛り込むか、そこは現時点ではお答えできないですか。

○柳沢課長

日常生活と社会生活を分けるということについて、また意見として承りまして検討させていただきたいと思います。

○匂坂部会長

今、尾崎委員が言ってくださったのは、この文章の肝は、相談、情報提供が肝のように見えて、日常生活または社会生活を円滑に営むことができるような施策というのと、二つここに項目が盛り込まれている感じなので、それを相談窓口、情報の提供とは別に、日常生活に対する支援を講ずるというのと別立てにしたほうがいいんじゃないかという御意見でよろしいですね。

○尾崎委員

この文章は、今、部会長がおっしゃったように、支援をするという述語にはなっていないんですね。日常生活が目的であって、何をするかというと相談に応じる、情報の提供をする、助言をするで、必要な施策を講ずるところが若干支援なのかもしれませんが、おっしゃるとおりで、紹介をするんだ、情報の提供をするんだ、相談を受けるだけなんだと、言葉がちょっときついかもかもしれませんが、それだけで終わってもやったということになってしまう条文だと思います。

○匂坂部会長

ありがとうございます。

私のほうから1点御確認させていただいてよろしいですか。今後、計画を立てていくというお話があったのですが、その計画を立てるときにも、やはりパブリックコメントとか、

そういうものやっっていく予定があるのかということと、何年ごとに立てるとか、そういうのは具体的に決まっているんですか。

○柳沢課長

2点御質問をいただきました。計画のパブリックコメントは予定しております。計画の素案ができたところでパブリックコメントを実施したいと考えております。

計画の期間、見直しということかと思いますが、国の基本計画が5年ということで計画されており、他県もおおむねそういうものと認識しております。この条例に基づく計画についても、5年ごとに見直しをしていけるように考えております。

○匂坂部会長

ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

山本委員、お願いします。

○山本委員

私は、先ほど尾崎委員が最初におっしゃった被害者教育、それはとても大事だと思います。確かに資料2のほうには書いてありますが、やはり被害者の方が、自分が悪いわけではないと思って、自分がSOSを出すということが、こういった被害者支援の始まりだと思うんです。

先ほど、宮坂委員も対象者が利用しやすいということをおっしゃったのですが、確かに県の責務や支援者側が何とかしなくてはいけない、何々すべきだということはもちろん大事だけれども、その前というか、それと同時に、被害者御自身が利用しやすいもの、利用してもいいんだとか、そういうこともやはり条例のどこかに、私は法律的な組み立てはよく分からないのですが、どこかそういうところに書いていただくといいんじゃないかなと思いました。

それと、大変些細なことですが申し訳ないんですけども、資料2のところにかウンセリングのことが出ております。そこに「臨床心理士」という言葉が入っていますが、今、心理のほうは「公認心理師」が国家資格でできていますので、ぜひ「公認心理師」と、「臨床心理士」を入れるのであれば、「公認心理師・臨床心理士」といった書き方にさせていただくといいかなと思います。後半は些細なことですが、よろしく願いいたします。

○匂坂部会長

ありがとうございました。

ほかに何か御意見はありませんか。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

先ほど尾崎先生がおっしゃった日常生活の関係を頭出ししたらどうかという御意見がありました。私は、これには賛成です。やはり、先ほど申し上げましたように、頭のいい人が条文をつくると長文になってしまうんです。あれもこれも入れたがってしまう。これも

分かるんです。分かるんですが、一体最後に何を言いたかったのか分からなくなってしまいうという面が出てくるので、この日常生活のところは頭出しをして分けたほうがいいんじゃないかという意見には、私は賛成です。

ただ、これはできるかどうかという問題は、現状としてはあると思います。市町村の協力を得なければならないということもあるし、前回具体的に団体名も出ましたね。社会福祉協議会の御協力を得たらとか、これは具体的な施策になってくるので、計画の中にこういったことを進めていくということを書き込んでいただけると私は期待して、項目立ては、やはり入れておかないと、やれないから入れないではなくて、やらなければいけないことだとは思っているんです、私も、できていないんですけども。そういうことで、必要だと私は思います。以上です。

○匂坂部会長

ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

私から1点、3ページ目の新たに追加して下さった(2)の②未成年者に関してですが、心身に受けた影響からの回復についても、もちろんカウンセリング等についても必要だとは思いますが、県というのは学校の設置者でもあると思うので、例えば、被害者等遺族が学校の欠席ということへの配慮もしていただくように、特に高校だと欠席が多いとなかなか大変で、退学とかそういう目にも遭うと思うので、そういうことも考えると、ここに盛り込むかどうかという難しい問題が出てくるかと思うので、カウンセリング等ももちろん重要だと思うのですが、この中に盛り込んでいいのかなというのが疑問です。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

今の意見に付け足して、今、匂坂部会長がおっしゃったことは、いわゆる学校での修学の機会を確保したほうがいいんじゃないかということでしょうか。そういうことだと、これは学校教育に関係するので、先ほどからお話が出ている学校教育での配慮の中に一言を検討していただいて、どこかに入れてもらうということではいかがでしょうか。

○匂坂部会長

先ほど尾崎委員から話が出たのは、学校での犯罪被害者教育みたいなお話だったと思うので、また、実際の遺族等への配慮というのとはちょっと違うのかなとは思っていますけれども。

○尾崎委員

今のお話ですが、学校教育と支援というような、学校における教育と支援という両方を盛り込んでいる県条例も、実際には長崎県だったと思いますが、そのような形を取っているところもあります。

ただ、先ほど部会長がおっしゃった支援というところに着目すると、未成年者への支援は学校がするだけではないという、今度はそちらのほうへも行ってしまいうので、あまり限

定的にするのも違うかなという、矛盾は解決できないのですが、そこは、あまり棲み分けをし過ぎるのもいけないかなと思いつつ、以上です。

○匂坂部会長

ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

川上委員、お願いします。

○川上委員

私は行政マンでもなく専門家でもないのですが、文言についての話というのはなかなか疎いのですが、資料2の「施策についての主なご意見」は、経験者からすれば、これが本当に盛り込んでほしい主なところで、外していいものがこの中に一つも見当たらないです。どういう形で、これが条例の中に盛り込まれるのか、盛り込まれないのか分からないですが、これが長野県の条例だという形になるように、この辺もぜひとも盛り込んでいただくようお願いをしたくて発言させていただきました。以上です。

○匂坂部会長

ありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

今、川上委員がおっしゃったことに関するんですが、先ほど来、県条例なので具体的なことは計画で盛り込む、検討していると言いました。資料2のこの意見は、具体的なことなので盛り込んでいないと解釈をしているのですが、今現在検討している計画の中には、今段階で入れるのはどれを導入しようとして検討されているんですか。それとも、今の段階では言いにくいんでしょうか。そこを知りたいと思うんです、もう私らこれで最後なので。こことここは計画しているんです、検討しているんです、これをパブコメに出しますよと言っているのか、いや、本当はごく一部しか検討していませんというのか。

川上委員が申し上げたように、やはり具体的なことというよりも、一つの施策としての項目なので、やはり長野県としてはここまでやるよという段階ですから、来年4月だったら、もう最後のほうです。

先ほど柳沢課長さんは、売りと言っても難しいとおっしゃいましたが、やはり条例をつくるには、これとこれとこれがこの長野県条例の売りなんです、肝なんですよと議会に言ってほしいんです。そんな点を申し上げて、もし現段階でこんなことを計画に織り込むことを考えていると言える段階ならば、教えていただきたい。そうでなければ、しかるべきときにお示ししていただければありがたいと思います。以上です。

○匂坂部会長

事務局、いかがでしょうか。



○柳沢課長

現在、計画については、これまでの御意見を各部局のほうにもお伝えをして、担当者レベルでの会議も実施しております。現時点でまだ検討中でございますので、こういったことを盛り込んでいきますということは、先ほどの議会の予算の話ではないですが、具体的に申し上げることができなくて大変申し訳なく思っております。

ただ、計画についてはパブリックコメントもしてまいりますし、施策についての御意見を委員の皆様から頂戴していることもございますので、この条例、そして計画の策定の進捗に合わせまして、また情報提供なりさせていただければと考えておりますので、大変恐縮ですが、御理解のほどお願いいたします。

○匂坂部会長

宮坂委員。

○宮坂委員

予算の措置も講じて議会に上げなければいけないから、条文の中に具体的なことを上げて議会で駄目だと言われると皆さんの顔をつぶすことになるというのは分からなんでもないんですが、よその県の条例は、具体的に項目の前に挙げていって上程したんじゃないんですかね。そこら辺がよく分からないんですが、そうだと思うんです。だって、現実的に条例の中に入っているじゃないですか、入っている県はちゃんと。

だから、私は、これは最後はもう思い切りだと思うんです。できるだけ計画の中に盛り込むことを考えていらっしゃるならば、条文の中にも入れて、正々堂々と議会に出したらいかがでしょうか。無理ですか。そこら辺のところの心づもりなんですけれどもね、難しいところだとは思いますが、最後ベースですから、お願いみたいになってしましますが、私はそうすべきだと思っています。

○匂坂部会長

尾崎委員のほうが詳しいかと思うんですけれども、例えば支援金を交付するみたいな、そういうふうに具体的に規定されている県条例を御存じでしょうか。

市条例では、明石市がはっきりと支援金を出すみたいなそういう規定があるんですけれども。

○尾崎委員

県で見舞金を出しているのは、恐らく三重県だけじゃないですか。

○匂坂部会長

見舞金自身は出していると思うんですけれども、条例に基づいた計画を策定して、計画に基づいて出しているみたいな、そういうことであれば、都も出していると思います。

○尾崎委員

そうですね、東京都も出していますね。

○匂坂部会長

ですから、三重県の条例も、条文には「支援金」とは載っていなかったような気がするんですね。

○尾崎委員

書いていないかなと思います。見舞金は、条例に本文で書いてあるところは、おっしゃるとおり市条例でしか見たことがないかもしれないですね。

○宮坂委員

よろしいですか、尾崎先生。これはネットでこの間ちょっと見たんですが、熊本県条例は入っていませんか。今、お手元に他県の条例はありますか。ちょっと待ってください、熊本は入っていたと思ったんですが。

○匂坂部会長

熊本は、具体的に支援金をとすることは書いていなくて、大体県は、ほぼ財政的な援助をするみたいなそんな感じでしか……。ただ、今回のこの案は、「努める」と書いてあったのが私はとても気になったのですが、この「努める」をなくすことぐらいはできるのではないかと思っていますけれども。

○宮坂委員

「努める」ですね。今の関係は、全国の条文を確認しているわけではないのであれですが、できれば明確に入れて、県は県で出すよという姿勢を出していただければありがたいです。

それから、今、匂坂部会長から助成の話が出たのでふと思い出したのですが、「施策についての主なご意見」の中に幾つか項目が出されていて、一番下から2番目に「民間支援団体に対する支援」というのがございます。早期援助団体に対する財政援助ですが、これはあまり言うとうちに援助してくれということを確認にしてくださいということのお願いになってしまうので手前みそですがと前置きをして、基本法には、民間支援団体に対して経済的な援助をなさいますとうたっています。それを条例に落としていただけないかということですね。

民間支援団体は、弁護士会も民間ということになればその他になりますけれども、現実的には支援をなさっています。現実的に私どもの支援センターにも、県から県警の予算の範囲内で補助金が出ていて、認定NPO法人なので税金は取られません。認定には5年に一度非常に厳しい県の審査があるのですが、それはさておいて、民間支援団体に対する支援という項目も、現実にはやっつけらっしゃるけれども、法律でもうたっているのです、県条例の中に県も補助している、市町村からは負担金をいただいているので、県で補助をしていなければあれですが、補助をいただいているという現実があるのですから、これは条文として1個入れていただければありがたいなと思います。いかがでしょうか。そんなに

難しい話ではないと思うんですけども。

それと、匂坂部会長が言いました「努める」とか、「必要な施策を行う」という言葉は、きれいな言葉なんですね。何もしなければ何もしなくてもいいよということになるんですが、ここら辺の「努める」というのは、努めているんですよと言えばそれまでなんです。「何々する」とか、「しなければならぬ」「するんだ」という言葉でないと、伝わってこないというイメージがあります。そこら辺のことはいろいろなところで出てきていると思いますが、見直すことができるならば、一歩前に行く言葉を選んでいただければありがたいと思います。以上です。

○匂坂部会長

逆に、都道府県条例で支援金というのを条文上規定しているところが見当たらないということからすると、長野県でそれを規定すると、先ほど宮坂委員が言われていた売りにもなりますし、アピールできるのではないかなとも思うんですけども。予算があるから議会の承認を得られなければならないというお話がありましたけれども、条例自体もちろん議会の承認を得て制定されるものなので、その議会が承認して支援金を出すという条文が認められれば、それに基づいて、細かい金額などは規則で定めるとか、計画で定めるとかそういう形にしてもらえれば、あまり問題はないのではないかと、行政の人間ではないのでよく分からないですが、そのように考えるのですけれども。

ほかに御意見はございますか。

○尾崎委員

今の支援金のところで、もう一つ強調してお話ししておきたいのが、もし売りとされたとしたら、範囲をほかの県と横並びではなく、特に性被害など被害種を広げて見舞金の対象としていただきたいということは、ここでもう一度付け足ささせていただきたいと思いません。以上です。

○匂坂部会長

そう思います。私からもぜひ。

ほかに御意見はございませんか。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

連続してすみません。先ほど来、条例には具体的な内容が書けないというようなところが議論になっているかと思いますが、計画の前段階として、例えば三重県などは、条例の制定の1か月後ぐらいに逐条解説というのを県のホームページに挙げていて、その中ではかなり具体的に、この条文ではこういうことの支援をしますということが、条例が3月にできて、条例の逐条解説が出たのが4月で、計画が出たのが12月ということで、中間地点でそのようなものを出していらっしゃるという例があります。

長野県としては、条例は確かに抽象的であるが、計画の前として条例ではこういうことをするんだということを公表される予定はあるのかどうか。また、ぜひやっていただきたい

いと願っています。以上です。

○匂坂部会長

ありがとうございました。

今回この条例を上げて、計画はいつぐらいに策定する予定になっていますか。

○柳沢課長

条例について、知事も6月の定例会の中で今年度中というお話を提案説明の中で触れていたと思いますが、来年4月には施行というようなことを念頭に置いての説明だと認識しております。計画も施行に合わせてやっていけるように、現在検討しているところでございます。

○匂坂部会長

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

今、尾崎委員がおっしゃったことに関連するのですが、今、三重県では計画を立てる前に逐条解説をホームページに載せたというので、各条文の中でこういうことをやるよということはその載せていると、そういうことは考えていますかという質問だったと思います。

併せて質問ですが、条例をつくと、その運用解釈というのをよく出すじゃないですか。これは運用解釈だから運用によってどうにでもなるよという話ですが、計画書を運用解釈に代えるのか、運用解釈は運用解釈でまた別個につくるのか、その点はどうなんですか、課長さん。

○柳沢課長

条例制定後、先ほどの尾崎先生の逐条解説含めて、どのようにしていくかということは現時点で確定的に決まっていることはございません。また、どのようにするかは、いただいた意見を踏まえて検討を調整してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○匂坂部会長

ほかにご意見はございますか。

そうしましたら、おおむね意見も尽くされたと思いますので、ここで検討事項を終わりにしたいと思います。

委員の皆様からさまざまな御意見をいただきありがとうございました。部会の意見につきましては、本日いただいた御意見をはじめ細部の取扱いについて事務局と調整を行いますので、事務局と私にご一任いただきたいと思います。その上で、部会としての意見につきましては、資料1の「条例に盛り込む内容(案)」のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「了解」の声あり)

○匂坂部会長

それでは、「条例に盛り込む内容(案)」を、部会の意見として審議会に報告してまいります。結果については、後日委員の方にも報告したいと思います。御了承いただけますでしょうか。

○宮坂委員

ちょっと理解不足でした。今、匂坂部会長がおっしゃったのは、審議会には今回示された「条例に盛り込む内容(案)」を上げていくということですね。そうすると、今議論になっているいろいろな意見が出た内容はどのように伝わっていくんですか。それは、担当部局の中で検討材料とするということですか。

○匂坂部会長

私も一緒になって事務局と調整を行いたいと思っていますので、その後で委員の方にも報告させていただきたいと思います。

○宮坂委員

了解。匂坂部会長には御負担をかけますが、頑張ってください。よろしく願いいたします。

○匂坂部会長

はい、よろしく申し上げます。

それでは、それでよろしいですか。本日が最終ということで、無理やりまとめるような感じになってしまって申し訳ございません。それでは、そのように取り扱いますのでよろしく願いいたします。議事は以上となります。

最後になりますので、条例の内容以外のことについて、施策名のことや検討部会の感想など、委員の皆様から一言ずついただきたいと思います。

まず、宮坂委員からお願いいたします。

○宮坂委員

3回にわたって、部会のメンバーとして意見、要望等、皆さんと議論させていただきました。ありがとうございました。県民文化部の人権・男女共同参画課の皆さんは、直接この条例を制定する仕事に携わっておって、このコロナ禍の中でいろいろ難しかったり大変だと思います。御苦勞を推察申し上げます。

ただ、言いたいことを言ってもらいましたけれども、やれるかやれないかではなくて、やるかやらないかということだと思います。外野はいろいろ言えるのですが、せっかくなので、条例は法律に基づいてできるのですが、一つの形として出すのでしたら、条例をつくるということは目的ではありません。被害者の皆さんの一つの手段ですので、

生きた条例をつくってくださるようお願いします。

部会の皆さん、本当に御苦勞様でした。ありがとうございました。

○匂坂部会長

尾崎委員、お願いいたします。

○尾崎委員

私も本当に委員として、私自身が今までいろいろ考えてきたことなどほとんど言わせていただいたという感じで参加させていただきました。もう匂坂委員がおっしゃったことと重複になりますが、もう条例は道具で、これからどうやって命を吹き込んでいくのかが最も大事なところだと思います。やはりこれを動かしていくのは人だと思いますので、これからは県の職員の皆さんや、何度も申し上げていますが、市町村との連携でこれからこの条例が生きていくと思っております。

もちろん、もう一つは県の条例ができて支援が実際に届くかということ非常に難しいところがあって、じゃあ、この先市町村でどのぐらい条例がちゃんとできていって、それが動いていくのかという、まだ第2の壁も厚いのかなと思っております。そこが実現されるまで、ぜひ突き進んでいただければと思っております。ありがとうございました。

○匂坂部会長

ありがとうございました。

次、山本委員、お願いします。

○山本委員

委員として2回目でしたがけれども、貴重な経験をさせていただきまして、またそれぞれ御専門の方の広い視野からの御意見を拝聴させていただきましてありがとうございました。

本当に事務局の方々においては、新しい条例をつくるというのはやはり並大抵のことではないと思いますが、こうやって形あるものにしていただくことは大変ありがたいと思っております。確かにいろいろな点はまだあろうかと思っておりますけれども、長野県として、基本理念の条例であれ、つくるということからまず始まったと思っておりますし、あとはそれぞれ具体的な施策と、県民の皆さんや、不幸にして被害に遭われた方が本当に生きやすい、暮らしやすいような社会になることを、大勢の関係する方々で支援していければいいと思っておりますので、皆さんがおっしゃったように、条例をつくるのがゴールではなくて、その後から始まると思っておりますので、また、どうぞ引き続きよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○匂坂部会長

ありがとうございました。

川上委員、お願いします。

○川上委員

私は被害者経験者ということで参加させていただきました。何かお役に立てたのか、立てなかったのかよく分かりませんが、皆さんのお力で条例をいいものにして作り上げていただいて、犯罪被害者は、なりたくてなる人は1人もおりませんので、その条例で救われる人ができれば、条例を策定するのに参加できたということも少しは価値があることなのかなと思っています。

これから大変でしょうけれども、事務局の皆様には頑張ってください、ぜひいい条例をつくっていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○匂坂部会長

ありがとうございました。

委員の皆様には、円滑な議事の進行に御協力いただきありがとうございました。委員の皆様にはさまざまな意見を伺って、第1回に提示された条例に盛り込む内容よりも、より充実した内容を審議会に報告することができることになりました。本当にありがとうございました。

何よりも重要なことは、まず、この条例が制定されること、次に、この条例に基づいて本検討会で出された意見で条例の盛り込まれなかった内容を具体化した計画が策定されること、そして実際に犯罪被害者それぞれが望む支援が行われることだと思っています。

今後県民の1人として、弁護士の1人として、県の施策にときには意見を言いながら協力していきたいと思っています。

長野県弁護士会が先月行ったアンケートによりますと、長野県内の市町村で犯罪被害者支援条例を制定予定の自治体は2市7町でした。長野県弁護士会としては、今後も長野県内全ての市町村に犯罪被害者支援条例が制定されることを目指して活動していく所存ですので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の議事を終わらせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

#### 4 その他

○東補佐

部会長、議事進行をしていただきありがとうございました。

続きまして、次第4、その他についてでございます。

事務局からは特にございませんが、委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

#### 5 閉会

○東補佐

それでは最後に、県民文化部長の中坪から閉会の御挨拶を申し上げます。

○中坪県民文化部長

匂坂部会長はじめ、委員の皆様には、大変お忙しい中3回にわたりまして御出席を賜り、さまざまな観点から御意見を頂戴し、心から御礼申し上げます。

新型コロナ禍での開催ということで、なかなかじっくり顔を合わせてお話をいただくということが難しい状況ではございましたけれども、いただいた御意見を今後の犯罪被害者支援等の施策の充実につなげていくことができるように、事務局として精いっぱい努めていきたいと考えております。

部会のほうはこれで最後ということになりますけれども、ぜひ、引き続きそれぞれのお立場から御意見、御指導を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ですが、御礼の御挨拶にさせていただきます。

皆様、誠にありがとうございました。

○東補佐

以上をもちまして、長野県犯罪被害者等支援条例検討部会を閉じさせていただきます。

委員の皆様、本当にありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。